



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 16 日 (火)
第 9095 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託 (239) (医療政策課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (240) (農地・水保全課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (241) (〃) 2
	手数料の徴収事務の委託 (242) (畜産課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (243) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (244) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (245) (〃) 3
◇ 監査告示	鳥取県監査規程の一部改正 (1) (監査第一課) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (教育委員会事務局教育環境課) 5
	落札者の決定 (危機対策・情報課) 10
	随意契約の相手方の決定 (〃) 10
	随意契約の相手方の決定 (6件) (情報政策課) 11

告 示

鳥取県告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般社団法人鳥取県歯科医師会
- 2 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成31年4月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 祢宜谷地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成31年4月16日から同年5月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合
- 2 委託した手数料
次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの
(1) 平成31年3月22日付鳥取県告示第124号で命じた検査のうち、結核病、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査に係る手数料

(2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)第3条第1号に規定する検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付に係る手数料、同条第2号に規定する病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料並びに同条第3号に規定するその他の業務に係る手数料

(3) 鳥取中央農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例第3条第2号に規定する病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第243号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	居宅訪問型児童発達支援	平成31年4月15日

鳥取県告示第244号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護皆生エスポワ ール	米子市新開一丁目5 -15	平成31年4月1日	特定施設入居者生活介護

鳥取県告示第245号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	外部サービス利用型 特定施設入居者生活 介護皆生エスポワ ール	米子市新開一丁目5 -15	平成31年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月16日

鳥取県監査委員 小 林 敬 典
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
鳥取県監査委員 山 根 朋 洋
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 坂 野 経 三 郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）<u>第12条</u>の規定に基づき、監査に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）<u>第13条</u>の規定に基づき、監査に関する事項について定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、平成31年4月30日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成31年4月16日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和元年5月12日午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 濱 崎 公 嗣

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室2ほか2室パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

(4) 納入期限

令和元年8月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載する金額のうち、同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については税率8パーセントを、同年10月1日から令和6年8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については税率10パーセントを適用するものとする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年4月24日（水）正午までに

4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成31年4月16日(火)から令和元年5月28日(火)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年4月16日(火)から令和元年5月28日(火)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(平成31年4月16日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成31年4月16日(火)から令和元年5月14日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年5月28日(火)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日(月)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年5月14日(火)

正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) May 14, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 28, 2019 1:30 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 27, 2019 5:00PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori koryou High School 3-250 koyamachokita, Tottori-shi, Japan, 680-0941

TEL : 0857-28-0250

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

(4) 履行場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

(5) 契約金額

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載する金額のうち、同年8月1日から同年9月30日までの期間の役務の提供に相当する額については税率8パーセントを、同年10月1日から令和4年7月31日までの期間の役務の提供に相当する額については税率10パーセントを適用するものとする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて契約金額を変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年4月23日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成31年4月16日（火）から令和元年5月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成31年4月16日（火）から令和元年5月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成31年4月16日(火)から令和元年5月27日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月26日(金)午後2時

イ 場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校小会議室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年5月28日(火)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日(月)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年5月15日(水)午後4時30分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities,
1 set

(2) May 15, 2019 4 : 30PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 28, 2019 2 : 00PM : Time-limit for submission of tenders

(May 27, 2019 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi Tottori
682-0941 Japan

TEL : 0858-28-1341

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	平成31年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成31年3月12日
4 落札者の名称及び所在地	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 広島県広島市中区八丁堀5-7
5 落札金額	88,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成31年1月25日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県危機管理局危機対策・情報課 鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県災害情報配信システム保守運用業務 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定	平成31年3月13日

した日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 鳥取県災害情報配信システム保守運用業務委託
東芝デジタルソリューションズ・SBS情報システム共同企業体
代表者 東芝デジタルソリューションズ株式会社
神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
- 5 契 約 金 額 39,725,640円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 特許権等の排他的権利に係る特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県危機管理局危機対策・情報課
鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 平成31年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 した日 平成31年3月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド業務実施共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675
- 5 契 約 金 額 72,512,032円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 した日 平成31年3月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 74,716,012円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月22日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 89,300,340円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であって、消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月29日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 213,114,180円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 平成31年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |

- | | | |
|---|------------------|--|
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月29日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契 約 金 額 | 43,695,072円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|----------------------------------|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 県立学校サーバ及びネットワーク機器等賃貸借 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月29日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | KOA・日通商事共同企業体
米子市両三柳328 |
| 5 | 契 約 金 額 | 218,829,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 再度の入札に付し落札者がいないため。（政令第11条第1項第8号） |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |